

新潟市新津鉄道資料館運営協議会要綱

(目的)

第1条 新津鉄道資料館の管理・運営等に関し、有識者から意見を聴取することを目的として、新津鉄道資料館運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 事業計画の策定に関する事
- (2) 施設の管理・運営に関する事
- (3) その他、協議会が必要と認める事

(委員の構成)

第2条 協議会は、委員7名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選抜された者
- (3) その他、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第4条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(座長及び座長代理)

第5条 協議会には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は協議会の進行を行う。
- 3 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、新津鉄道資料館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。